

パブリックコメント

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称） の基本的な考え方に対する意見一覧

【募集期間】 平成30年9月14日から10月13日まで(30日間)

【提出意見の総数】 335件

【提出者の総数】 92名

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 未然防止について | P.1 |
| (2) 早期発見・早期対応について | P.9 |
| (3) 子供とその保護者への支援について | P.16 |
| (4) 人材育成について | P.20 |
| (5) その他(条例・都の児童相談体制について) | P.24 |

※各意見は一部内容を要約の上、掲載している。

※重複した意見は一つにまとめ、個別の事例に関する意見等は除いて掲載している。

(1) 未然防止について

分類	内容
社会全体での見守り	育児のリズムの安定や産後うつ・ワンオペ育児の回避のため、赤ちゃんと母親に睡眠計を付けてもらうなどしてモニターするのも役に立つと思う。
	子育ての際には親だけでなくガイドヘルパーなどの支援スタッフの同居や同行を義務付けるべき。
	虐待を受けてしまう子どもの保護者の多くが、自覚のある・なしに関わらず何らかの問題を抱えていることが多いため、定期的な聞き取り等による生活状況の把握や注意喚起が、虐待の抑止力になるのでは。
	子育てひろばなどの子育て支援施設にも虐待防止に欠かせない役割を持たせるため、「など」ではなく明記すべき。
	現行の政策、法律や条例、対策、対応では単なる応急措置にしかなっていない。虐待された子供を助けることも重要ではあるが、それ以前に虐待をされないような未然防止の措置を行うことにより注力すべき。
	虐待を防止するためには、社会また地域全体で子どもと家庭を見守る、支えることが大切。地域の交流、子どもがいる家庭との交流ができるよう、地域交流を活発化することが必要。
	すぐに相談できるようにすることもあるが、周りの環境が整っていないと難しい。行政や関係機関がアウトリーチする事が求められている。
	貧困による家庭環境の悪化が虐待増加の大きな一因になっていると思う。貧困層を教育や就労支援により救っていく政策を作る事が虐待防止につながる。
	保護者に対する支援に関して「保護者が責任を持って養育し…」「虐待を行った保護者が再び虐待を行わないよう…」など保護者を監視するかのような文言に見える。保護者への支援をすることがわかる表記が重要であると考える。
	保護者と子どもとの正常な関係を新たに作り出すための、保護者への専門的な支援が重要。
	障がい児が虐待の対象となりやすい為、保護者が子どもの特性や発達を理解するようなしくみや機会を作るべき。

(1) 未然防止について

分類	内容
社会全体での見守り	妊娠中の母親学級・両親学級の中に、「叩かないで向き合う子育て」「夫婦コミュニケーション」の内容を盛り込んでいただきたい。虐待の多くの原因是「しつけのため」と「泣き止まない」ことによるもの。妊娠中から子どもにどう向き合うかを学ぶことが必要。
	子育て(子どもの成長発達の保障)が社会全体の責任であり、子育ての環境に対する支援の充実が大切であることを確認することも目的条項に含めて頂きたい。
	子どもや保護者への支援は、虐待への対応としてだけでなく、未然防止としても極めて重要。東京都として推進していくことを高らかに宣言すべき。
	子どもを個人として尊重するということを改めて宣言することの帰結として、あらゆる形態の体罰を禁止することを宣言すべき。
	地域の構成員が、お互いにお互いの困りごとを我が事と思って、気兼ねなく支え、支えられる関係づくりが有効なのではないか。
	公共の場で子供が泣いたりしている時などに、その場にいる周りの大人や機関が協力して対応することを義務付けるべき。
	虐待をした親に対する厳罰を規定して抑止力とするべき。
	目的は、虐待から子供を守ることではなく、虐待をなくすことではないか。虐待から守るという表現は、親から子供を守りというようにもとらえられる。そうではなく、親が虐待しなくともよいような社会を作っていくことが本旨ではないか。
	何が虐待なのかを明示し、理解するための普及啓発における工夫が必要。
	特に身体的虐待、性的虐待に対して「虐待」「不適切な関わり」の簡単な言葉でひとくくりにしてしまう風潮に危機感を覚える。明らかに暴行罪、致死罪、強姦罪となんら変わりが無いのに、身内またはそれに近しい者が行うとあたかも犯罪ではないような表現になっている。もっと犯罪という認識を一般の方々に持ってもらうべき。
	関係機関との連携において、児相と警察の連携をもっと密にし、実際どのように連携を進めているのか周知する必要がある。人権を奪う、最悪は生命を奪う行為は犯罪であることを、分かりやすく周知すべき。

(1) 未然防止について

分類	内容
社会全体での見守り	ゲームの中で人の命を簡単に奪うことに慣れてしまった世代が親となるこの時代に必要なことは、相談することすらできず子供を産んで殺してしまう世代への行政、民間からのアプローチである。
	学校(小学校から高校まで)における道徳教育を拡充する必要があり、それを東京都から発信していくべきである。
	子供への虐待が、次世代を担う子供に対する最も重大な権利侵害である旨明確化すること。
	東京都としては、条例の中で児童虐待防止法第2条に基づく狭い意味での「保護者による児童虐待」の禁止だけではなく、第3条に基づき、都内に在住・在勤するすべての大人が児童虐待をしてはならないことを明確に規定すべきであり、そのために視点の追加が必要である。
	将来母親になる方たちが、迷信ではなく、正しい知識と子育ての現実を学ぶ機会が必要。
	虐待の呼称を虐待(abuse)からマルトリーント(maltreatment)或いはミストリーント(mistreatment)に変更するべき。保護者の心理に余裕が生まれ虐待が減少すること、保護者が社会に助けを求めやすくなることで虐待の未然防止や早期発見に繋がることが期待できる。
	男性が社会的に優位であるとの、理念、考え方を改めるべき。ヒトへの暴力は物理的な方法と心理的な方法、両者とも倫理的にいけないと広めるべき。
	小学校等の生徒に子供の人権110番の周知徹底をし、子供の権利条約・児童憲章に基づいた自身の権利を理解する為の啓発を行う事を条例化すべきである。
	防災に関しては、東京都がハンドブックを作り、配布したが、虐待に関してもそうしたものをつくり、全世帯に配布する。学習会を開催する場を設けてもよいのではないかと考える。
	保健授業で子育て又は性についての勉強をしっかりと行うべき。
	体罰の禁止を明記すべき。叩くことが逆に問題行動を増やし、それをより強い力で抑えようとするため暴力がエスカレートするという悪循環に陥っていることが非常に多く、専門的には逆効果でしかない。

(1) 未然防止について

分類	内容
社会全体での見守り	しつけと虐待の違いや、世代間で起きている負のスパイラルを気付かせるための啓発を行うべき。
	親になるためのトレーニングなんて受けていないのに、ちゃんとできていないと世間から白い目で見られたり、子どもと引き離されたりする状況の改善を図る。行政の責任でトレーニングや地域への啓蒙活動をしたらしいのでは。
	あらゆる大人が子どもに対する体罰および屈辱的な言動を容認せず、また子どもに対し体罰および屈辱的な言動を用いて接しない姿勢が大事である。それを明確にするため以下の文言を盛り込んでほしい。 「体罰および屈辱的な言動は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の発達に悪影響を与える不適切な行為であり、あらゆる場面において用いてはならない」
	子供への影響を含めて体罰等がどのようなものであるのか、そして体罰等に頼らない子育てを継続して啓発していくことが重要である。
	東京都は国に先駆けて「体罰禁止条例」を制定してほしい。体罰は虐待に直結する。
	避妊などを含めた若年層への実効的な性教育で、時代にあった啓発をすべき。
	特に子どもが自分の状況が虐待にあたるのかセルフチェックできるように、子どもの理解度に合わせて学校園所での権利教育を条例化して欲しい。
	目的条項の中に、子ども一人一人が個人として尊重されるということの確認を盛り込むべき。
	児童相談所以外にも通告先を認定・紹介するべきだと考える。イメージとして、児童相談所に連絡がいくと、職員が当該家庭に訪ねてきたり、警察や役所が関わるなど大事になるのではないかという懸念を持つ都民は少なくない。
	児童虐待の防止対策が、子供の命と安全を守り、「子どもの最善の利益」のために、社会全体で取り組むべき課題であるとの認識を基本理念として示してはどうか。
	都や区市町村、都民の役割を記載するものと思うが、保護者の役割も記載する必要がある。

(1) 未然防止について

分類	内容
社会全体での見守り	ひとり親、再婚、連れ子家庭、5才以下児童、若年カップル等、虐待の起きやすい家庭傾向は明らかなので、そうした家庭状況をポイント化しを重点ケアする制度があつてもよい。
	今の子育て世代が核家族化や道徳教育の欠如のため、親としてどう子供を育てればよいかわからないまま出産し子育てに直面してしまうことが問題である。
	産まれる前の妊婦健診の時から赤ちゃんや子どもを知る(学ぶ)ことで、なぜ虐待がいけないか、虐待になる前にどのような防止方法があるのかを学ぶシステムが欲しい。
	保健師等専門家による乳幼児家庭訪問による子育て支援制度の完備、充実が必要。
安心して頼れる環境づくり	妊娠期間の夫婦の育児プログラム導入と赤ちゃんの後見人をつけるべき。
	児童館や公民館などを24時間営業化するべき。
	子供を夜などにも預かってくれる施設の整備が必要。
	子育てをする親の身体的、精神的、経済的な面でのゆとりが大事になるのではないか。環境づくり、見守りだけでなく経済面での支援も必要。また、加虐の当事者から話を伺う機会や保護者同士の交流の場の提供も必要。
	困ったときに相談できる場所はとても大事だが、相談できるまでに時間がかかるてしまう。検診も回数が多いわけではないので、何か工夫できないか。
	児童手当は廃止し子育てに関する物品の提供とすべき。
	公立保育園について、土曜日の仕事がない場合でも、レスパイトで預けられるようにしてもらえると良いなと思います。レスパイトでの保育園が利用できれば、保護者の心のリセットもできて、虐待防止につながると思う。
	高齢者の年金のように、子どもの生活を基礎的に支える、基礎経費に十分な年額を15歳以下子ども全員に「子ども年金」として配布するべき。

(1) 未然防止について

分類	内容
安心して頼れる環境づくり	未成年者が産む子どもに対しての対応を分厚くしていく。未成年者だから、子どもの親権を持てず、困っている人がたくさんいる。
	貧困や虐待の防止策として、明石市のような養育費及び面会交流の支援と社会給付金や養育費助成制度を条例化すべき。
	近所に親戚のお家のような存在があることが大きな助けとなる。地域のご家庭とのマッチング作業が必要だが、有効な支援だと思う。
	「虐待していないか社会全体で親子を見張る」ような仕組みをいくら作っても見えないところに隠れるだけ。親が「社会的サポートに繋がった方が得だ」と考えるサービスを用意してはどうか。
	要保護児童だけでなく、発達が気になる、虐待リスクのある、子供の障害児通所支援の柔軟な活用を促進してほしい。
	保育所等訪問支援を活用した訪問支援の仕組みを充実させるために、施設内で活用できる制度・福祉サービスの認知度向上を盛り込んでほしい。
	障がい児をショートステイなどで受け入れられる施設の拡充。
	育児支援においては、育児家庭への支援活動などの情報提供や、子育てサークルなどへの参加を能動的・積極的に促すことが必要。
	安心して頼れる環境というのは、保護者の主觀での「安心できる環境」が前提であり、幅広い選択肢の中から選択できるよう、複数の環境を形成していくべき。
	保護者の生活環境で、保護者を見守る体制を専門家以外にも支援を促すことが大切。職場の協力も一つであり、ストレスを抱えていたら声をかけたり、休息の機会がとれるよう、休日などに子どもを預けられる施設の開設なども必要。
何が虐待か戸惑う親に、子育ての基本的な考え方を講習を通して学べる機会を設けたり、子どもの権利擁護の観点に立つことの重要性の共有、または、子どもが生れた当時の様子や心境を振り替えられるようなアプローチも検討すべき。	
子ども110番の家に真似た「子育て相談認定証」の導入・発行を検討していただきたい。一定の講習を受けた人が、多数の人が出入りする場に認定証(ステッカー等)掲示し、地域全体で気軽に子育ての相談ができる場を設けてはいかがだろうか。	

(1) 未然防止について

分類	内容
安心して頼れる環境づくり	家庭で子育てをしている母親は、子供と一緒にいる時間が長いがゆえに行き詰まりやすくもあるので、この層の見守りや困りごとにいち早く気付くことができる機関を、病院以外にも示せるとよいのではないか。
	切れ目ない支援はとても大切。そのための連携や枠組み作りについて考えていってほしい。
	故意に虐待する親もいるが、多くは育児に疲れ、周囲の支援も得られず、思わず虐待に至っているのが実態。一方的に親を非難する風潮にあるように思う。これでは、親はますます孤立してしまう。とにかく、世の中は子育て家庭に冷た過ぎるということに対応すべき。
	保護者が相談先の情報を得られるよう、産院でアナウンスするなどの工夫が必要。
	親の子育て不安に対応するため、面談する機会を多く設ける必要がある。乳幼児健診は回数が少なすぎる。もっと多くの機会を設定、未受診者には特別な関心を寄せるべき
	子供から助けを読み取れる時はすでに重度の時期だと思う。そうなる前に親のストレス・心の闇のケアを重要視するべき。
	保健所等の行政の支援だけでは限界がありますので、ホームスタート等の地域の取り組みをバックアップする体制を作っていただきたい。
	母子手帳配布時の面談を全区市町村で実施するなどして、妊娠中からの妊婦とつながり、できるだけ継続した相談体制を確保することが大切。

(1) 未然防止について

分類	内容
各種健診の確実な受診	「各種検診の確実な受診」では保護者が主語の文章しかないが、確実な受診をねらいとするならば、周囲からの促し、呼びかけ、受診していない方々の把握等も内容のひとつに含めたほうがよいのでは。
	妊娠を知ってから出産するまでの定期健診を義務化し、虐待とは何なのかをしっかり教育するべき。
	各種健診の確実な実施実現のためには、健診の完全無料化が必要。
	健診を受診しない家庭も一定数あるとされるため、来ることへのメリットを強調することが大切ではないか。(例:子育てのきっかけになるような粗品の提供など)
	全員に受診機会がある健診は、子どもの様子を直接観察できる貴重な機会であり、健診受診を保護者の責務とすることはよいと思う。しかし、「受診しない」あるいは「受診できない」理由も様々なので、保護者が一方的に責められるような印象を与えないように、併せて、行政が受診を働きかける責務(既に実施していると思うが)も記載してはどうか。
	健診受診を保護者の責務や義務とするのであれば、受診しなかった場合に相応のフォローが必要であり、関係機関の人員体制との関係もあるが、この時点で区市町村によるアウトリーチに支援があるとよい。
	健診受診を保護者に義務付けるのであれば、意義やメリットも示せるとよい。
	地域の実情に応じて、健診以外にも活用できる機会を検討して取り組むことを促してもよいのではないか(予防接種など)。
	各種健診の受診について、法的処置を徹底すると虐待数はかなり減る。

(2) 早期発見・早期対応について

分類	内容
通告しやすい環境づくり	窓口を一本化し、日中は区役所に集約し、重症度が高い要保護児童を中心に夜間児相員が廻ったらどうかと思う。
	子供を預けることができない土・日・祝が一番不安を抱えている。そのため児童相談所や子供家庭支援センターが土・日・祝日対応できるように体制を整えるべき。
	24時間365日相談できる体制を作るべき。そのためには行政だけでは限界があるので、民間事業者やSNS等も活用すべき。
	「虐待の兆候」を判断する基準を付けてほしい。
	怪我や暴力だけでなく、精神や言葉でのメンタルの方である可能性があるかもしれない。精神的な虐待の基準も考えてほしい。
	虐待の未然防止について「社会全体での見守り」が挙げられており、誠にその通りだと思うが、さらに言えば、地域住民への啓蒙が必要。早期の対応は確かに大事だが、行き過ぎた対応はすべての住民が平和に暮らすことができる地域社会の妨げになるのではないかと感じている。
	通告義務の細かい説明、ペナルティーの周知徹底。虐待相談先の集約、相談責任者の周知、徹底。
	ネグレクト疑いなど、通告しにくいケースを発見したときの相談先がわからない。周知が必要。
	通告先は一か所にすべき。通告者が通告先を迷うような法は問題である。
	公立機関が通告義務を怠った場合や児童相談所の虐待調査に協力しなかった場合、訓告処分程度の罰則規定が必要。
通告した時に通告した人の名前・連絡先などを児童相談所は聞くが、その後対応は教えてくれない。通告後その子供の事が気になり大丈夫だったかどうかの話はしてほしい。通告義務だからこそ最後まで見守りたい。	
「189」は子育て相談や予期せぬ妊娠の相談も受けるため、ファーストアクセスとしての相談機能の充実(受け手の研修など)も必要。	

(2) 早期発見・早期対応について

分類	内容
通告しやすい環境づくり	虐待を発見し、通報することを「義務づける」のではなく、困難に直面している人たちを「支援することを義務づける」べき。
	市民の理解、納得、共感が得られない法律は、法律自体が新たな許容という虐待を発生させる。「虐待通報を義務づける」というのは、法律による無理強い、虐待とも考えられる。
	他人の家庭との比較が難しく、自分に対する保護者の(不作為を含む)行為が虐待であると気付いていない子供も多いのではないか。虐待相談に限定せず、広く悩みや困りごとの相談を受ける中で、相談を受けた側が適切に対応していくことも必要。
	東京都が医師に対して虐待通告に関する啓蒙活動を行うのであれば、通告後の児童相談所での流れについて実例を示して医師に教育をしていただきたい。また、実際、医師が虐待の疑いで通告した場合、その後の状況を医師にフィードバックしていただきたいと考えます。
	保護者、子供自身が困った時にすぐに相談できる環境とは何を指すのか。相談できる場所を増やすのか。具体的に知りたい。
	健診の際に子供と医者が1対1(親がいない)の環境を作った方が、助けを求めやすいのではないか。
迅速な安全確認	通告があった場合は、親に寄り添う姿勢で対応すべき。子供の安全確認はもちろん最優先だが、それだけでは親は周囲との関わりを拒絶して、状況は悪化してしまうのではないか。
	警察が強制的に入り、親の意思なくとも子供を保護すべき。
	子供の傷や命の危機がある場合は直ちに病院に搬送し、親を警察に連行すべきである。
	アメリカの児童保護局のように強力な権限をもった組織をひとつ作り統一すべき。児童相談所の職員がなめられてるケースも多々あると思う。
	早期対応について、通告を受けた場合、子どもの安全を最優先する為、保護者の確認なしで、対応を行ってもいいと思う。
	全ての子どもの現認ができるようなシステムを作る。現認できない場合は、家庭訪問などにより確認するルールを敷く。家庭訪問は子育て相談や支援に繋がる契機となる。

(2) 早期発見・早期対応について

分類	内容
迅速な安全確認	危険を訴えられる児童の他に、訴えられない幼児に対しての対応にもっと強制力を持ってほしい。言葉にならないサインの受け方。
	虐待又は親の養育困難などがはっきりと出現してから大きく介入するのではなく、可能性の段階から手厚い対応がされることが求められる。事実的なリスクだけでなく、心理的なリスクも重要視してほしい。
	基本理念・方針として、次の事項を規定するべき。 「児童虐待への対応に当たっては、子どもを守ることを最優先としなければならず、親との信頼関係の確保など他の事情を優先してはならない。」
	条例に一時保護の判断基準を明記するとともに、誤った虐待リスクの判断の是正、一時保護(解除を含む)の適正化のために必要な措置として次の事項を規定してください。 (1)児童相談所等の関係機関は、虐待の疑いを把握し家庭訪問等した場合には、1回や2回の保護者との面談で「虐待ではない」と軽信してはならない。 (2)児童相談所等の関係機関は、児童の顔など目に見えるところに傷を確認できる場合において保護者が虐待を否定したことをもって虐待ではないと軽信してはならない。また、児童の目に見えるところに傷が確認できない場合も、そのことをもって虐待を受けていると判断できることはないことから、同様とする。 (3)児童相談所等の関係機関は、専門的な医師から虐待の疑いが高いとの意見を得た場合には、その意見を十分に尊重しなければならない。 (4)児童相談所は、一時保護の判断に当たっては、子どもの安全確保を最優先に判断することとし、市町村、警察、病院、学校等からの情報・意見を幅広く入手し、特に専門的な医師の見解は十分に尊重することとする。 (5)児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。 (6)児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、区市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。
	早期に児童相談所に届け出をしても、明らかに迅速な対応をする児童相談所と、対応がとても遅い児童相談所がある。早期に届け出を、と求めるのならば、児童相談所にもすべからく迅速な対応をしてほしい。
	乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児などで、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全確認できていない子どもについて、年に1回は状況を確認する。また、未就園児等の転入に際しては、その地域の福祉保健制度を紹介するための家庭訪問の実施。
	虐待通報による訪問は保護者の態度を硬化させる懸念があり、兵庫県明石市の取り組みのように、就学前の全児童は年1回の対面による確認を義務化するべき。また、福岡市のように泣き声などの軽微な通告は地域のNPOなどを活用して児童福祉司の負担を減らすことも考えるべき。
	兵庫県明石市のように、子供の健康状態を直接会って確認する。面談ができなかった保護者には児童手当等の給付金の銀行振込をストップして支給方法を変更するべき。

(2) 早期発見・早期対応について

分類	内容
迅速な安全確認	児童保護施設に助けを求めて駆け込んでも、施設がいっぱいいで家に帰された子供もいる。家に帰すのであればその後、その家庭へ訪問するなどの対応をとるべき。虐待した家への訪問での門前払いは誰が考えても最悪の状態だと想像がつくので、強制的に子供に会わせてもらうなどの手段をとるべき。
	より地域に密着した各自治会の民生委員、児童委員の仕組みを使って子供の状態確認をしてもらうべき。
	医療、福祉、教育関係者以外でも、例えば、不動産業者であるとか、ライフラインに関する業者、運輸業者など、家庭内の状況を把握しうる業者は想定される。児童相談所への情報提供についてハードルを低くするような条項を設けることを検討していただきたい。
	通告のしやすさは早期発見には有効であるが、受けた通告を生かすためには、48時間以内に現認できる体制の確保が必要になる。
	通告を受けた段階で事案の緊急性やリスクの程度を見極め、初動における現認については、児相や子家センだけでなく、警察(特に夜間)、学校、保育所、民生児童委員など、多様な関係機関による協力体制をルール化してもよいのでは。
	危険性、緊急性の判断を、加害親以外の親族、区、医療機関、保育園、教育機関、弁護士、警視庁を含めた協働チームで行い迅速に行動して欲しい。現在のように諸決定を児童相談所のみで行うのは、非常に危険だと思う。
	子ども食堂、ファミリーホームなどの運営者、参加者などの実態について情報を提供を必須とし、また児童相談所は虐待防止支援者の確保として血縁関係者を調査し、虐待の報告を共有する事を条例化するべき。
	調査権もなく、その経験知識も欠いた児童相談所においては、虐待の疑い又は虐待した者への指導、および警察及び司法の判断に基づいてのみ児童の保護を行う機能に徹するべき。
	児童相談所の法的権限は、これまで以上になるのか。これまでと変わらないのであれば効果は期待できないのではないか。
	経験や知識が足りずに保護に踏み切れなかったという言い訳が多く聞かれるので弁護士を常駐させること。

(2) 早期発見・早期対応について

分類	内容
迅速な安全確認	児相の人員確保も大事ですが、判断ミスが多いので第三者委員のような機関を設置してはどうか。児相だけに任せているのは無理がある
	虐待可能性を段階的数値化したり、チェックシートを作成し、該当する項目により対応を変えるなど、明確な手順を作成することなどを検討願いたい。
	児童相談所はその目的のために兼ね備えた執行力が、子どもの人生を支えて救うだけではなく、損なってしまうことに充分留意するべき。また、誤報を続ける者が居たならば、それは遠回りな児童への虐待にほかならない。
	ある日突然子供を一時保護された保護者として意見がある。 未然防止を進める前提条件として、子どもを一時保護した際は、児童相談所又は然るべき期間は、速やかに保護の妥当性、虐待の事実確認調査を行い、その結果虐待の可能性が限りなく低いと判断した場合は、即刻一時保護を解除し、親子分離でない支援に切り替えられるような運用を求める。
関係機関の連携	安心して頼れる環境づくり、または関係機関の連携の考え方において、民生委員・児童委員及び主任児童委員を加える事も必要だと思う。
	病院・警察にもっと情報共有できたらよいと思う。
	児童相談所・警察・福祉事務所・病院などでより密接に連携し、未然防止に図り、子供の命を救っていただきたい。
	広域的な連携という点では、現在の情報化社会において、クラウドの活用など、全国的に、情報の共有ができるようにするべき。
	個人又はグループで活動している、行政機関ではないが経験のある方々との連携、そして人材確保をもっと重要視し、力を入れてほしい。
	病院で子供を産むのが大多数であることを考えると、産後直ちにフォローできる体制づくり、病院～保健所～児童相談所のネットワークを早急に作るべきだと思う。
	警察の中に子どもの虐待専門の部署を作つて強力な権限を与えたら良いのではないか。両親逮捕・子どもは保護と一元データで管理もできるし、データの行き違いがなくなる。
	自治体と医師会が協議し、必要であれば要対協のメンバーに地区医師会の有志を登録し情報を共有して見守りを強化すべき

(2) 早期発見・早期対応について

分類	内容
関係機関の連携	学童などでは、学校でも家庭でもない環境の為、子どもたちは様々なメッセージを発している。そこから速やかに関係機関に連絡をするということが未然防止につながるのではないか。
	基本理念・方針として、次の事項を規定するべき。 「児童虐待は一つの機関が案件を抱え込むことなく、児童相談所、市町村、病院、学校等の関係機関が情報共有の上連携して対応することとする。」
	基本理念・方針として、次の事項を規定するべき。 「関係機関は、相互理解の上信頼関係に基づき効果的な連携活動を行うことができるよう、連携して活動するための指針の策定、定期的な合同研修を行うなど連携する」
	児童相談所、市町村と警察等の情報共有と連携して子どもを守る取組として次の事項を規定してください。 (1) 児童相談所、市町村と警察はそれぞれが把握した案件につき、漏れなく確実に(全件)情報共有の上、連携して子どもを守る活動を行うものとする。 (2) 警察は自ら把握した案件及び児童相談所、市町村から提供を受けた案件につき、110番、相談、DV対応、巡回連絡やパトロール、迷子・深夜徘徊児の保護活動その他の警察活動等で対応した場合には、その状況を児童相談所、市町村、学校、病院等の関係機関に速やかに通報するものとする。 (3) 警察は児童相談所または市町村に、把握している虐待家庭に係るDVその他の暴力的な事案に関する情報、被害児童の深夜徘徊、家出、犯罪やいじめ等の被害、非行等に係る情報等児童相談所、市町村の虐待リスクの正確な判断に資する情報について提供するものとする。 (4) 児童相談所、市町村は、児童に傷が認められる場合、衰弱していると認められる場合、性被害を受けている疑いがあると認められる場合、保護者から児童の安否確認を拒否された場合、通報先が不明の場合等特に子どもに危険が生じているおそれがあると認められる場合には、直ちに警察に通報するものとする。
	各区が児相を持つ場合、区内の関係機関の連携だけでなく、東京都全体もつなぐネットワークが必要。調整機能をもつセンターがなければ、児相や区の連絡調整や事務処理は膨大になり、さらに業務を圧迫することになる。
	虐待通告は警察と全件共有すること。
	警察との全件情報共有は必須。目黒の事件もこれで救えたはずです。
	警察との全件共有は必須。警察が場合によっては一時保護の判断をして子供の安全を確保する。児相はその家庭を支援する側となれば、介入と支援の機能分化の問題もクリアできるのではないか。
	関係機関の「連携・協働」が、具体的に何であるか全くわからない。「防災訓練」のように、定期的に「連携・協働」訓練を繰り返し、問題点を洗い出し、公表すべきである。

(2) 早期発見・早期対応について

分類	内容
関係機関の連携	児童福祉以外の分野の団体の調査や検討が必要である。例えば、事故防止学、シンクタンク、行動経済学などに委託研究を出し、具体的に何が必要か、連携・協働とは何かを明らかにすべき。
	地域の民生委員やNPOなどに協力を仰ぎ、児相に全てを押し付けないこと
	虐待通告等があった「全ての事案」を多くの機関に対し、共有する必要性はないと考える(いわゆる全件共有)。多数の機関に共有されると「虐待ありき」で話が進んでしまう懸念がある。
	地域間の連携や引き継ぎが必要なケースについて、迅速かつ的確に、その業務が行われることが望まれる。
	引越、もしくはライフステージがかわる時などにおいて、広域での関係者間(幼→保、保→学校なども含めた)の連携を強化するべき。また、行政だけではなく、その子どもに関わる機関と情報を共有し、見守る目を増やす。
	相談した方、期間が複数の窓口へ行くのではなく、相談機関や窓口が関係者をつなぐ仕組みをつくる。知識をもつ。例えば、「障がい」の要素が含まれてくると「それはわからない」といった対応がないように。

(3) 子供とその保護者への支援について

分類	内容
子供に対する支援	本気で子どもの命を救うには親から引き離すことが肝心だが、子どもにとっては親が一番の存在であり、その後のサポート体制が整っていなければ真の解決にはならない。
	虐待を受けた子どもが成長し親となった時、育児の方法が分からない、子どもの愛し方が分からない等により、虐待の連鎖が生じないような心のサポート、長期的ケアなどの支援も必要。
	障害児者を育てる環境は少しづつ良くなってきてていると思うが、医療的ケアのある方を育てる環境を更に改善していってほしい。
	子どもたちがSOSを出しやすい環境を作り、情報共有や当事者への聞き取りをしっかりと行った上で、対応方針を決め、再発防止に努めてほしい。
	子供の一時保護所の環境整備を整えるべき。被害者である子供に更に苦汁を与えることは許されない。
	性的虐待など深刻な虐待を受けた被害児童が、トラウマの軽減のため無償で専門的な治療、カウンセリングを受けることができる制度を規定するべき。
	アメリカなどで行われている、家族再統合に向けての家族修復プログラムを導入するべき。虐待を受けた子どもの心の傷を癒す、EMDRの活用も考えられる。
	虐待保護された子どもが一時保護所や施設で再度暴力を振るわれることは厳に防がなければならず、特にファーストコンタクトである一時保護所の刑務所のような環境は子どものトラウマになりかねずその後の拒否感が強くなるため、即刻改善が必要。
	「子どもの最善の利益」を守るため、保護・措置期間中は親権の一時停止を条例化して欲しい。
	社会的養育期間中は社会全体で子どもを支援できるよう、個人情報保護法を柔軟に運用して欲しい。乳児院から児童養護施設へ措置変更になると、居場所を知ることはできなくなり閑りが断ち切られてしまう。

(3) 子供とその保護者への支援について

分類	内容
子供に対する支援	虐待を受けた子供が少しでも虐待されていたことを忘れられるような体験や経験の機会創出も重要であるほか、専門家だけでなく、子どもたちのロールモデルとなるような存在との交流も、虐待の連鎖を防ぐために有効だと考える。
	子どもの成長において、学校の教職員は保護者にとって最も身近な存在だと考えるが、毎年～数年おきに担任などが変わるために、別に長期間、保護者と関係性を築ける支援者組織を構築すべき。
	虐待の発見が遅れるほど、児童福祉法の対象年齢を超えることで十分なケアが受けられないままに自活を余儀なくされることも懸念される。年齢超過で他機関へ引き継ぐケースについても、明確な手続き等の整備と関係期間連携のあり方を検討して示して欲しい。
	責任と愛情とを持って子育てをしてくれる家庭に子供を預ける里親制度を、より積極的に設けるべき。
	親族里親制度がより活用されることで、虐待を受けた子どもの養育環境の向上が期待できると考える。施設や通常の里親でなく、親族のもとで育つことができることは、血縁、地縁、教育、文化の断絶を最小限に留めることに繋がり、子どもの人権の保障につながる
	里親や里親団体のハラスマントにも注意が必要。目に見えてこない、大人のゆがみに気付ける対策はあるのか。
	社会的養護に関わる仕事についての理解を深めることが大切。
	親権が強すぎて子供が何度も居場所を奪われているので里親制度を進めたいなら親権についても見直すこと。
	里親になりたいが、仕事を休んでの講習は難しいので土目にも開催して欲しいのと、共働き夫婦が里親になりづらいのも解決して欲しい。里子にも実子と同じように保育園や学校へ通わせたい。
	里親は親権に振り回されている。我が子同然に養育していた里子を、面会もすっぽかすような親権者の勝手な都合で突然施設に返すことになっている方もいる。
	社会的養護への理解の促進について、もっと強くアピールをお願したい。施設に対する偏見がまだまだある中、子どもたちは逆境を越えて自立していくなければならない。少しでも向かい風をやわらげてほしい。

(3) 子供とその保護者への支援について

分類	内容
子供に対する支援	<p>社会的養護の基本原理の一つに、「すべての子どもは社会全体で育む」とあるが、学校等で何か問題を起こせば、家庭にいる子どもよりも施設の子どもの方が風当たりが強いと感じる。</p> <p>社会的認知の度合いはまだまだ足りない。社会的養護出身者への支援の強化をより一層進めるとともに、社会で見守っていくということを東京都として宣言していただきたい。</p> <p>経済的余裕がない親族内養護の子どもたちについても支援の充実を図っていただきたい。</p>
保護者に対する支援	<p>通報があった場合は、地域別に出頭させる形にしたらよいのではないか。また一度通報された人は育児矯正プログラムを受けるべき。</p> <p>虐待行為を行った親に対する更生プログラムを実施し、二度と虐待が起こらないようにすること。同時に親子、家族の再構築のサポート支援をすることで子供の健全な成長を促すべき。</p> <p>虐待をしてしまう父母の中にも止めたい辛い、どうしてよいか分からず悩み苦しんでいる人もいると思う。自身の行動が虐待にあたるのか、そうでないのかを判断できるパンフレットの交付や、もし自身の行動が虐待となってしまってもその時点で気付き、自分自身から正せるプログラムや相談施設を充実させる必要がある。</p> <p>保護者への心理面、特にカウンセリングの援助が進むと良い。親の成長や育て直しができると虐待の防止、或いは虐待の再発防止ができる、結果的に子どもにとってより良い環境が作れるのではと考えています。</p> <p>障害者施設において、精神障害を抱える親の場合の対応マニュアルを作ってほしい。</p> <p>保護者支援の一環として、ペアレントトレーニングの活用を促進してほしい。</p> <p>虐待を繰り返す保護者がさらなる虐待を行わないよう必要な専門的な治療、カウンセリングを受けることができる制度を規定するべき。</p> <p>保護者自身が被虐体験がある場合が多いので、保護者の治療にも目を向けるべき。</p>

(3) 子供とその保護者への支援について

分類	内容
保護者に対する支援	ハイリスク家庭の保護者支援のホットラインの開設することで突然的な子どもへの暴力を防ぐことが期待できると思う。虐待の再発を防ぐため、虐待家庭の再統合プログラムの充実と地域の見守り態勢の構築で保護者の負担を減らすことが必要。
	虐待の深刻さに応じて親権を停止したり、剥奪する必要がある。 まともに育てていない、暴力まで加えるような親に、普通の親同様に親権が与えられていることがそもそもおかしい。
	出産時には医療機関を利用するのでそこから義務教育や健診に訪れているかの確認ルートを模索し、支援に乗らない家庭へのアプローチをするべき。
	保護者に対しては、子育てを支援することで虐待を防止できるケースもあれば、暴力等の再犯防止プログラムの適用が望ましいケースや、入院加療が必要なケースなど様々。状況に応じて対応すべき。
	保護者以外の養育者(内縁者や親戚など)からの虐待ケースについての対応(虐待者への指導、家庭への支援)が適切に行われる事が望まれる。
	児童相談所の出頭要求に正当な理由がなく応じられない場合には、罰金を課し、間接強制を図るべきである。ただし、虐待でなかった場合には、虐待でなかった証明書を発行するとともに、児相まで出向いた経費を東京都が弁済することも必要。
	虐待を疑われたが、虐待ではなかった家庭に対するフォローを図るべき。民間機関に委託して、きちんとフォローができる体制を構築すべきである。欧米では「虐待を疑われた親の会」等が、こうした家庭のケアを実践しているとのことである。
	安全確認に応じない場合に、法的罰則はあるのか。海外のケースのように、保護者に対する罰則を重くしないと、条例に掲げただけでは意味がない。

(4) 人材育成について

分類	内容
計画的な人材の確保・育成	ベテラン保育士の方々などの人材を活用し、家庭支援センターや児童相談所にて、今まで得た知識や経験を生かして活躍してもらうのがよいのではないか。
	保護者が安心して暮らせる地域社会をつくること、また、誰もがつながれる地域社会をつくる草の根活動へのさらなる支援が必要。
	虐待死事件があるたびに、対応する人員の不足があげられることがくり返されている。都は、1人も虐待死亡を起こさないという覚悟で、数値目標を出し、予算をつけるべきである。
	虐待を未然に防ぐために、虐待を見抜くことができる能力を身につけるための研修等を実施していただきたい。
	相談件数が増え、子供家庭支援センターや児童相談所の負担が増えているため、人材の質の向上も大事だが人員数の増加も必要。
	地域で子供食堂など子供たちが寄り添える人材の育成を、地域の協力のもと進めるべき。
	都として、児相及び区市町村職員の人材育成のための専門学校を設置すべきである。そこで現役の職員と将来を担う職員が同時に学べるようなカリキュラムを検討すべき。
	児童相談所や子ども家庭支援センター職員の手当の大幅アップを図り、優秀な人材を確保すべき。
	虐待という事後的・結果的な対応だけでなく、虐待防止・兆候に対する未然の解決もできるような人材を育成すべき。
	虐待に対応できる人材がないことが深刻な問題になっている。専門的知識を持つ職員を増やしていくことが大事。また、役割分担のうえ、一人に負担がいかないような体制を作るべき。
知識や肩書き優先でなかなか気持ちで向き合ってくださる方が少ない世の中だと思います。人材育成に心のある方を見つけて育てて欲しいです。	
具体的な対策を実施するためには担当する人材・部署が少なすぎると思うので各自治体に児相を置くなどして受け皿の拡充が必要。	

(4) 人材育成について

分類	内容
計画的な人材の確保・育成	虐待は保護者の問題であり、自身の幼少期の体験が強く紐づいている。子どもとの切り離しの前に、その保護者がどのような気持ちでそうなるのかをケアする、またそれができる人材を育てていく必要がある。
	国内セラピスト・臨床心理士を育成すべき。国外セラピストを国内へ招き入れる。カウンセリング無償化。
	虐待の定義や防止、リスクマネジメントを学ぶ機会を設けて人材育成をすべき。
	人材育成においてはOJTを活用し、聞いた話だけで判断するのではなく、現地現場を見た判断ができるようにしてほしい。
	児童相談所職員を警察の捜査研修にも参加させるべき。また、都の職員であるため3年ごとの異動で腰掛けが多いため、児童福祉司として専従させ専門性を磨いてほしい。
	関係機関の従事者に留まらず、周辺の支援者も人材育成の対象と位置付ける。里親や関係ボランティアなどに対しても、支援者としての資質を求める。
	児童相談所の問題(誤認保護、面会拒否の対応等)がインターネットで広く指摘されている現状、信頼性の確保が重要。マニュアル遵守、第三者機関によるチェックも不可欠。
	教職員や区職員の人事交流目的の人材配置を減らし、専門的知識・経験を理解する職員の育成に努めるべき。コンプライアンス意識の欠落に際し、当該事故を犯した者には厳重な処分を科すことも必要。
	健診の時など、保護者が相談しやすいよう、保健師の質の向上が必要。
	児相の専門家(社会福祉士、心理士など有資格者)の増員、充実が必要。
	障害児通所支援施設職員向け虐待防止研修の機会の増大、定員の拡大を図ってほしい。

(4) 人材育成について

分類	内容
計画的な人材の確保・育成	支援実務者(ケースワーカー、保育・幼児教育実務者、カウンセラー、放課後児童クラブ職員)への家庭における体罰予防、早期発見・対応の研修の充実、そしてそれを確実に実践できるための施策を講じてほしい。
	児童相談所の保護者、施設への対応に上から言われている感覚がある。対応を対等にしてほしい。サービスの質の向上、児童相談所のサービスをもっと利用しやすくしてほしい。
	児童福祉司の人員体制の確保、専門性の向上はもともとだが、(公務員の性質上)異動があるため、そうした構造自体も含めて検討する必要があるのではないか。
	虐待の知識を学ぶ研修制度を実施し、使命感と感性を磨き危機感を持ってことにあるべき。
	イギリスでは、児童福祉司として採用された人は、一年間ケースを持たず、先輩児童福祉司に帯同し経験値をあげる。アメリカでは、大学院卒を採用し600時間を超える研修を行う。日本の家庭裁判所調査官と同等な経験を積ませる制度に改め、児童福祉司の専門資格を導入するべき。
	障がいに対する専門的な知識をもった人材育成が必要。
	近年の虐待通告件数の増加からみて、すでに人海戦術では間に合わなくなってきた。福祉司を増員するなら、異動を制限して専門性と経験値を上げなければ、児相はいつまでたってもアマチュア集団である。
	NPOなどの民間支援団体の人材育成のための支援も盛り込んでほしい。
	児童相談員の転勤は不要なのではないか。公務員で貰えないのであれば民営化も考えて欲しい。専門の職員が少ない。転勤させられて嫌々働いてる職員では何も出来ないのではないか。
	保育園、幼稚園、施設などで働く専門職自体が、子供の人権を尊重した接し方をして、園や施設で子供への虐待を起こさないようにすること。さらにそのような知識と意識を持って、職員が保護者への支援もしていくことが重要。
	乳幼児健診時に、「専門家から配慮のない言葉をかけられて傷ついた」という話も聞くため、傾聴やコミュニケーションスキルの研修を行うことも必要。

(4) 人材育成について

分類	内容
計画的な人材の確保・育成	民生児童委員については、地域や人により、活動の格差がみられる。地域の子育てを支えるためにもとても重要なので、人材育成や研修なども重要。
	多くの団体や個人が子ども支援の活動を行える環境を整えて、子どもを支援の輪から漏らさないために網の目を細かくしていくことが重要。団体・個人の支援者への支援についても盛り込んでいただきたい。
	特別区の児童相談所の人材育成に対する東京都の支援についても盛り込んで頂きたい。
	虐待支援に従事するすべての従事者が一定水準の虐待や子育て、幅広い街づくり(コミュニティ)や地域包括支援の知識を持つことを最優先にし、対応を構築してほしい。
	保護者だけでなく従事者も、その仕事に従事した際の志など、初心に帰ることができるような研修も検討していただければと思う。
	自前の職員育成は大事であるが、子供のケアや保護者支援の困難ケースなどでは、外部の専門機関との連携や、外部人材の活用も検討する必要があるのではないか。
	職員の専門性や対応力向上のためには、多様な専門分野のスーパーバイザーの確保や活用も重要。
	電話対応、担当によって対応の差がないように人材育成をすべき。
事例徹底検証の	死亡事例に限らず、困難ケースの解決事例など、職員の専門性向上に資する事例研究を職場に還元していくような仕組みも必要ではないか。

(5) その他（条例・都の児童相談体制）について

分類	内容
条例に関するもの（総論）	「的確」「適切」な対応とは、具体的にどんな事か、細かく分かりやすく説明するべき。
	保護者の定義について、別居の親・祖父母も含めていただきたい。
	関係機関の名称が少ない。例えば保育所・子ども食堂など、具体的な名称をもっと入れた方が身近に感じやすい。
	「東京都の子供の権利条例」を作成するべき。
	具体的な支援などについて書かれておらず、理想的な記述となっており意味が分かりづらい。
	条例も大事だが、その先においてどう具体化していくかが大切であると思う。
	東京都では「内密出産制度」を条例化してほしいと願います。予期しない妊娠は女性のみに負担が大きすぎ、母子双方を救うために。
	最初から「虐待防止」を前面に謳うことの是非は両側面（謳った方がよい場合と、謳わない方がいい場合）から慎重に対応すべきだと考える。どの家庭でも将来的に虐待が起きる可能性はあるものの、すべての家庭で起こるわけではない。現場従事者も常に「虐待が疑われる可能性」と「虐待ではない可能性」があることを視野に入れるべき。
	「子ども」という表記を扱っている各機関はすべて「子供」もしくは「こども」で完全統一するべき
	「子供」という表記は、子どもが大人の添えものであるかのような印象を与える用語であり、子どもを個人として尊重するという観点からは適切ではない。「子ども」とすべき。
文章中の「子供」→「子ども」にできないでしょうか。「子ども支援センター」という名称もあるので、「子供」でない方が良いのではと思いました。	

(5) その他（条例・都の児童相談体制）について

分類	内容
都の児童相談体制に関するもの	子育ての際に泣かれる・グズられる覚悟がない場合は出産を禁止するべき。
	強化する内容の具体案をもっと挙げてほしい。
	英国の制度にならい、東京都では警視庁に虐待児童保護専門の部署を新設するべき。
	早期発見・早期対応に関しては、児童相談所は行動すべきではない。虐待と思われる当事者は児相が動くことにより硬直化し、死亡事故や重大事故につながりやすい。できるだけ近い将来、都道府県レベルの現行の児相システムは、廃止すべきである。
	児童福祉審議会の議論は、経済的に恵まれた集団が、困難を抱えた人やそれをケアする人を批判、弱点他欠点について、それを問題視するだけで、共に生きるという視点が欠如している。障害者の問題であれば、どのような会議、審議会にも障害者自身が複数で参加している。しかし児童問題では、当事者や支援関係者は完全に締め出されている。
	片親親権、連れ子、別居といった要因による虐待事案をなくすため、最低月2回程度で別居親との触れ合いなど大人の目を増やす取り組みが必要。
	大人の目をより多く持つ事や別居親との触れ合い回数を増やす事が重要で、より適切な判断、対応ができるのではないか。
	別居親(実父、実母)がいる場合、情報共有を行う方法も考慮すべき。子供への異変を認識できた場合は、一定期間別居親と同居をさせる等の対応も行ってはどうか。
	虐待を助長している大きな原因の一つに正常な親、良好な関係の親子を引き離し交流を断つ不当な親子の分離、断絶がある。突然無断で子供を連れ去り、一方的に片方の親との関係を断ち切ってしまうという実態に最優先で対応すべき。
	同居者のみが保護者とみなされ、別居親と子供との親子関係が断絶されられる現状がある。そのため、条例では「保護者」という表現を使わず、「両親」に必ず訂正するべき。
	不当に別居させられ、親子断絶させられている別居親と子供とで親子交流ができるように、子供とその両親への支援が必ず必要。
	不当な子の連れ去りによる親子断絶防止のために、親子交流支援、共同養育支援、ホームページ掲載、ポスター掲載等の取り組みや職員指導をするべき。

(5) その他（条例・都の児童相談体制）について

分類	内容
都の児童相談体制に関するもの	離婚や別所で苦しむ子供たちを救い出す環境が整っていないことを痛感いたします。女性側に対する支援だけでなく、男性側への支援が充実しなければ意味を成しません。子供はどんな親でも、親であることに変わりはなく、親が変わり、反省し、共に暮らし愛を注ぐことが「子の福祉・利益」に直結しているのではないかと思います。
	現在は「保護者に対する支援」が「子供に対する支援」より優先されている。虐待しているにもかかわらず、親権を保持したまま。また、このような親権者の意向を尊重しすぎて、子供の幸福、未来を妨げている。虐待した親ではない方の親、親族がいるなら、それらの血縁者を含めて子供の行く末を考えて欲しい。
	保護者の支援をどう考えるかが問題。両親ともが虐待を加えるケースが少なく、子供を連れての再婚、またはひとり親家庭において虐待が深刻なものとなります。 虐待防止のためには、親教育と一方の親による子供の連れ去り禁止（厳罰化）、もし子供を連れ去った場合は、第三者機関が適正に子の監護ができる親の判定をするまで預かる。両方ともに不適格な場合は、施設が預かるシステム作りをしてほしい。
	東京都がまず取り組むべきは、別居や離婚があっても国際的標準である実親との年100日の面会交流支援（交流場所・モノ・人材の無償支援）と養育費徴収の仕組み作りではないか。
	子どもへの虐待の未然防止のためには、子どもを見守る多くの大人の目が必要であり、離婚家庭においては血の繋がった別居親の関与が効果的。また子どもへの虐待が認められた場合は、同居親の「親権者不適格の勧告書」を発行し、裁判所における親権者変更を促す制度の確立を要望する。
	近年増加する夫婦間の親権争いにおいて、相手を陥れることを目的とし、一方の親権者からの虐待通報が増えている状況を認識すべき。特に性的虐待については、精神疾患等を患い親権者になることが不適任なものが、親権を得るために利用するケースも増えている。
	別居親、親権を持たない親も監視出来る体制を作つてほしい。面会交流月に一度しか会えない子供達は助けを求めてくても電話連絡すらできない。
	同居親が別居親との距離を置いている場合、別居親は自分の子供が虐待されていても助けてあげることができない。親権のない親達も学校など子供の養育の場を行けるようにしてもらえば、同居親が子供の養育をちゃんとしているかは見えてくるのではないか。
	親への支援は後回し、まずは子供の安全を第一に考えるべき。家族再統合プロジェクトなど虐待親にはなんの意味も無い。反省できるのなら最初から虐待なんてしない。 単独親権を廃止し共同親権にして、もう一方の親または親戚で、虐待された子供を見守る。
	子どもの権利条約によると、親と引き離されない権利が謳われている。児童相談所等からの実父母等への近況の連絡（遠方の場合）や、明石市等に見られる面会交流の支援が必要。